

職 審 一 3 3 7

令和 2 年 12 月 15 日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1 4—2 1（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 1 4—2 1（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）の運用について（平成 1 2 年 1 2 月 2 8 日職職一 4 6 5）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 3 年 1 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別紙

株式所有状況報告書

文書番号	令和 年 月 日
人事院総裁 殿	(報告者)
下記のとおり、国家公務員法第103条第3項及び人事院規則14-21第2条第1項の規定により、株式所有の状況について報告します。	
1 報告者	
氏名 (ふりがな)	()
所属	
官職	
職務内容	
2 所有する株式に係る会社	
名称	
本店の所在地	
事業内容	
3 所有する会社の株式	
所有する株式の数	
取得原因	
取得時期	
4 所有比率	
会社の発行済株式の総数	
総数に占める所有する株式の数の割合	

改正前

別紙

株式所有状況報告書

文書番号	令和 年 月 日
人事院総裁 殿	(報告者) ㊟
下記のとおり、国家公務員法第103条第3項及び人事院規則14-21第2条第1項の規定により、株式所有の状況について報告します。	
1 報告者	
氏名 (ふりがな)	()
所属	
官職	
職務内容	
2 所有する株式に係る会社	
名称	
本店の所在地	
事業内容	
3 所有する会社の株式	
所有する株式の数	
取得原因	
取得時期	
4 所有比率	
会社の発行済株式の総数	
総数に占める所有する株式の数の割合	

5 議決権の状況	-----
6 役員兼業の状況	-----
7 その他参考となる事項	----- ----- -----

- (注) (1) 1の「職務内容」の欄には、2の欄に記載される会社に対し行政上の権限の行使に携わることを職務内容とする場合又は在職機関と当該会社との間の契約の締結若しくは履行に携わることを職務内容とする場合は、その旨及び権限又は契約の具体的な内容を職務内容に併せて記載するものとする。
- (2) 2の「事業内容」の欄には、2の欄に記載される会社に対し行政上の権限の行使に携わることを職務内容とする場合又は在職機関と当該会社との間の契約の締結若しくは履行に携わることを職務内容とする場合は、事業内容を記載した上で、当該職務内容に対応する事業内容を括弧書等で明示するものとする。
- (3) 3の「所有する株式の数」の欄には、所有する株式に共有に属するものが含まれている場合は、共有に属する株式の数に共有部分の割合を乗じたものと共有に属さない株式の数とを合算したもの並びに共有に属する株式の数及び共有持分の割合を記載するものとする。
- (4) 3の「取得原因」の欄には、購入、払込み、相続、遺贈等の別を記載するとともに、払込み以外の場合は直前の所有者の氏名及び当該者と職員との関係(有価証券市場で購入した場合にあっては、その旨)を記載するものとする。
- (5) 5の「議決権の状況」の欄には、所有する株式に、議決権のない株式が含まれている場合には議決権のない株式の数を、議決権の行使について別段の定めがなされた株式が含まれている場合には当該株式の数及び当該定めの内容を記載するものとする。なお、議決権のない株式に議決権のある株式に転換する可能性のある株式が含まれている場合は、当該株式の数並びに転換の条件及び転換請求可能期間を併せて記載するものとする。
- (6) 6の「役員兼業の状況」の欄には、2の欄に記載される会社が人事院規則14-17第2条第2項に規定する技術移転事業者又は人事院規則14-18第2条第2項に規定する研究成果活用企業である場合であって、職員が人事院規則14-17第4条第1項又は人事院規則14-18第4条第1項の規定によりその役員等の職を兼ねることについて承認されているときは、根拠規定及び承認に付されている期限を記載するものとする。
- (7) 7の「その他参考となる事項」の欄には、職務遂行上適当でないこととはならないと思料される状況等がある場合に、当該状況等を記載するものとする。
- (8) 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記載して添付するものとする。

5 議決権の状況	-----
6 役員兼業の状況	-----
7 その他参考となる事項	----- ----- -----

- (注) (1) 1の「職務内容」の欄には、2の欄に記載される会社に対し行政上の権限の行使に携わることを職務内容とする場合又は在職機関と当該会社との間の契約の締結若しくは履行に携わることを職務内容とする場合は、その旨及び権限又は契約の具体的な内容を職務内容に併せて記載するものとする。
- (2) 2の「事業内容」の欄には、2の欄に記載される会社に対し行政上の権限の行使に携わることを職務内容とする場合又は在職機関と当該会社との間の契約の締結若しくは履行に携わることを職務内容とする場合は、事業内容を記載した上で、当該職務内容に対応する事業内容を括弧書等で明示するものとする。
- (3) 3の「所有する株式の数」の欄には、所有する株式に共有に属するものが含まれている場合は、共有に属する株式の数に共有部分の割合を乗じたものと共有に属さない株式の数とを合算したもの並びに共有に属する株式の数及び共有持分の割合を記載するものとする。
- (4) 3の「取得原因」の欄には、購入、払込み、相続、遺贈等の別を記載するとともに、払込み以外の場合は直前の所有者の氏名及び当該者と職員との関係(有価証券市場で購入した場合にあっては、その旨)を記載するものとする。
- (5) 5の「議決権の状況」の欄には、所有する株式に、議決権のない株式が含まれている場合には議決権のない株式の数を、議決権の行使について別段の定めがなされた株式が含まれている場合には当該株式の数及び当該定めの内容を記載するものとする。なお、議決権のない株式に議決権のある株式に転換する可能性のある株式が含まれている場合は、当該株式の数並びに転換の条件及び転換請求可能期間を併せて記載するものとする。
- (6) 6の「役員兼業の状況」の欄には、2の欄に記載される会社が人事院規則14-17第2条第2項に規定する技術移転事業者又は人事院規則14-18第2条第2項に規定する研究成果活用企業である場合であって、職員が人事院規則14-17第4条第1項又は人事院規則14-18第4条第1項の規定によりその役員等の職を兼ねることについて承認されているときは、根拠規定及び承認に付されている期限を記載するものとする。
- (7) 7の「その他参考となる事項」の欄には、職務遂行上適当でないこととはならないと思料される状況等がある場合に、当該状況等を記載するものとする。
- (8) 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記載して添付するものとする。

以 上